破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６２６号
川崎市中原区上小田中６丁目32番８―412号
債務者　武田　和秀
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
川崎市高津区明津78番地　トキワハイツ１―１、前住所川崎市高津区蟹ケ谷49番地１　ニューウェルテラス池の里304
債務者　島　　清美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
川崎市幸区南加瀬５丁目17番４―205号　市営住宅
債務者　山下　良枝
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
川崎市麻生区金程１丁目６番５号
債務者　滝田　智彦
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７４号
川崎市多摩区菅馬場１丁目18番６号　関谷工務店ハイツ105
債務者　上野ハイディこと　ＵＥＮＯ　ＨＡＩ　ＤＥＥ　ＣＲＥＳＰＯ
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
岡山県美作市南293番地
債務者　田中　　忍
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月26日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２６１５号
横浜市港北区新吉田東８丁目55番15―204号
債務者　坂上　貴子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６４７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５丁目４番51号
債務者　水上　志穂
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７１６号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート37棟506号
債務者　森實孝二郎
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７４５号
横浜市中区千歳町１番地５　ライオンズマンション関内第５・801号室
債務者　松谷美寿々
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８０号
東京都町田市金井３丁目38番地11ガーデン市川Ｄ―２
債務者　加藤　　忠
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２８８号
東京都あきる野市入野107番地
債務者　高瀬　　榮
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３３号
静岡県藤枝市志太３丁目８番26号、住民票上の住所静岡県藤枝市天王町３丁目６番10号
債務者　杉本　直樹
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８１号
静岡県藤枝市益津357番地の４　パイン村202号、旧住所静岡市葵区三番町９番地の９　ロードパレス202号
債務者　富井　志保
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３２７号
東京都八王子市高尾町1485番地第２ハイツ大忠106号
債務者　丸屋　治代
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部